

## 2月定例教育委員会 会議録

1、開催日時 令和2年2月27日（木）午後2時00分から午後4時10分

2、開催場所 市役所3階第一委員会室

### 3、出席委員の氏名

教育長 上野 清

職務代理者 白戸 吉男

委員 小俣 洋、三枝 泰子、小俣 和英、遠山 江理

### 委員以外で出席した職員

教育委員会教育次長、学校教育課長、学校教育課長補佐、生涯学習課長補佐

### 4、教育長開会宣言

### 5、会期の決定

### 6、今回会議録署名委員

小俣 和英委員、遠山 江理委員が指名される。

### 7、前回の会議録の承認

職員が1月定例会会議録を朗読し承認される。

### 8、教育長報告

令和2年1月28日から令和2年2月26日までの教育長活動が報告された。

学校教育課長より、指定校変更5件、区域外就学1件、について資料に基づき説明を行い、申請事由が適正であることから、承認、承諾を行うとともに、他市教育委員会との協議を行った事務処理について報告がなされた。

## 9、議事

### 議第12号 令和2年度 都留市学校教育の指針（案）について

[説明]上野教育長

2月13日に開催された、山梨県学校教育指導重点説明会において、山梨県学校教育の指針が示され、これを基に「令和2年度都留市学校教育の指針（案）」を作成した。

昨年については、これまでの学習指導要領の中で実施してきたが、来年度は、小学校においては、新学習指導要領の中で教育課程が組まれるということで、昨年度のものから若干の手直しを行った。特に「確かな学力と自立する力の育成」と「特別支援教育の充実」について、手直しをさせていただいた。「豊かな心と自己実現を図る力の育成」、「健やかな体の育成」、「グローバルな社会を生き抜く力の育成」については、昨年の内容と同じものとなっている。

本案について、承認いただいた後には、各小中学校に周知するとともに市ホームページに掲載したいと考えているのでご承知願いたい。

以上の発言あり。

上野教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

#### 【原案のとおり決定】

### 議第13号 令和元年度3月議会補正予算（案）について

[説明]学校教育課長

今回の補正は、文部科学省において、「学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進し、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人ひとりがそれぞれの端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すとともに、併せて、教育人材や教育内容といったソフト面でも対応を行う。」として、文部科学大臣を本部長とする「GIGAスクール実現推進本部」を設置した。このこと

から、令和2年度までに無線LAN等の環境整備、令和5年度までに1人1台のタブレットの配置を必須とした事業が提示された。

都留市においては、この事業の本旨である無線LANの環境整備、タブレットの整備についても不十分であり、来年度より、新学習指導要領が始まり、全児童生徒1人1台の端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すことが急務であることから「GIGAスクール構想に伴う無線LAN環境整備事業」を実施し、補正予算額1億7千370万円を要求するものである。

なお、本事業は、令和元年度公立学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金及び学校教育施設等整備事業債を財源として実施するものであり、補助金決定は、年度内を予定しておりますが補助金適正化法上、年度内中に業務委託及び工事の実施が困難であるため、予算を繰越明許とする。

財源内訳としては、公立学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金（国庫）が7千6百85万円、学校教育施設等整備事業債が9千6百80万円、一般財源5万円となっている。

小俣 洋委員

今回行う無線LANの環境と今まで行っている無線LAN環境は違うものか？

学校教育課長

今あるものは、防災目的で設置したものであり、各教室において児童生徒が同時にアクセスできる容量の環境になっていない。この事業は、GIGAスクール構想に伴う無線LAN環境整備と児童生徒1人に1台のタブレットを持たせるという事業である。

白戸 吉男委員

一人1台とは、500人から600人が対象で、それだけの人数が同時にアクセスしても対応できるのか？

学校教育課長

そのための環境整備である。

上野教育長

この先、デジタル教科書の導入があり、端末だけ持っていればその中に教科書が入っているという時が10年以上かかるかわからないが、そういう形のものに移行していくという方向性はある。

同時に、昨今子どもの学力の低下に国が憂いているというところで、下がった原因の一つがICT機器に執着していないと言われていることから日常的に使えるようにという発想があったと言われている。学校現場においても、戸惑いもあり、各自治体においても、唐突感がある状況の中で、市が動いてくれたということは歓迎していると感じている。

学校教育課長

すでに、電子黒板導入、副教材としてデジタル副読本を使用している環境にあり、このGIGAスクール構想事業が構築された後には、すべてクラウドの中で通信し、使用できる環境が5年後にくるというものが「GIGAスクール構想」である。

白戸 吉男委員

ソフトまでクラウドにあるということは、端末を家庭に持ち帰って使用することができるのか？

学校教育課長

その端末を家に持ち帰っていいのかという問題もあるが、当然、家庭での予習、復習を今までやっている中で、今後どうやっていくのか具体的な詳細は決まってない。

小俣 洋委員

この事業を実施しない自治体はあるのか。

学校教育課長

全部が手を挙げているわけではない。すでに、構築している自治体もあり、交付税不交付団体など整備しているところもある。

以上の発言あり。

上野教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

## 【原案のとおり決定】

### 議第14号 都留市適応指導教室設置要綱（案）について

[説明] 学校教育課長

前回の定例会において、都留市適応指導教室条例（案）及び都留市適応指導教室条例施行規則（案）として提案いたしました。法令審査委員会、企画会議等において、条例として適切であるのかという話があり、県の適応指導教室においても要綱により実施され、7割から8割の市町村において要綱でやっているところが多い。このことは、承知しての条例（案）として前回提案したところであるが、今回の法令審査委員会等において決定されたことにより、要綱として改めて提案するものである。

これに伴い、都留市教育委員会事務局の組織に関する規則において、規則第2条の別表1 学校教育課 学校教育担当 事務分掌の一項に「適応指導教室に関すること」の一文が加わる一部改正がある。

三枝 泰子委員

都留市の適応指導教室に道志村を一緒にという話があったが、この要綱では、その文言は必要ないということか？

学校教育課長

法令審査委員会において、協議・検討が行われ、道志村の児童生徒という文言はとった方がよいのではないかという話があり、道志村と協議を重ねる中で文言をとっている。考え方としては、都留市で設置した教室に道志村の児童生徒は、負担金を払いながらいつでも入室してかまわないということである。

小俣 和英委員

第6条のところで、道志村の児童生徒の場合（2）その他教育委員会が認める者というところで個別に教育委員会で承認するということか？

学校教育課長

道志村の児童生徒については、当初から教育委員会が認めるという読み方になっている。都留市の児童生徒の入室においても、教育委員会が認めるとなっているので手続きについては変わらない。

上野教育長

動き始めると色々な事例が出てくると思われる。具体的には、本市に在籍していても、他市の適応指導教室にお世話になりたいという子どもがでる可能性もあり、当然その逆もあり得る。その辺も含めて（２）その他教育委員会が認める者ということで許容されていると思われる。

以上の発言あり。

上野教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

## **【原案のとおり決定】**

### **10、その他**

[説明] 教育次長

- (1) 第50回はつらつ鶴寿大学卒業式・修了式について
- (2) その他

[説明] 学校教育課長

- (1) 卒業式及び入学式の出席委員について
- (2) 新型コロナウイルス感染症について
- (3) その他

**【 了 知 】**

### **11、教育長閉会宣言**